

仮設営業について

1. 仮設による営業とは

季節的又は臨時的に仮設店舗を設けて営業を行う場合をいい、花見、海水浴場等の季節的なもの又は青葉祭り、七夕祭り、盆踊り、どんと祭等の祭礼時、土用の丑の日、創業〇周年記念等の催事等の臨時的なものをいい、上記の場合以外にスーパーの店頭などで営業する場合は、固定店舗又は自動車による営業許可を受ける必要があります。

2. 許可の対象

飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業の3業種についてのみ営業をすることができます。

3. 許可の申請

- ① 営業場所を管轄する保健所に申請します。
- ② 申請書に、取扱い食品名と営業する月日を記載します。
- ③ 道路使用許可(道路交通法第77条第1項)の写し、便所の使用承諾書、土地使用承諾書の添付を求めることがあります。

4. 施設基準「要約」

- ① 施設: 不潔な場所に位置せず、防じんのために屋根、覆いなどを設け、衛生上必要な場合は、照明設備を設けること。
- ② 洗浄及び消毒設備: 手指、食器具類の洗浄・消毒設備を設けること。(手指消毒用として、アルコール綿などを用意すること。)
- ③ 食器類: 水道設備がない場合は、使い捨てのものを使用すること。
(客が自分で食器類を持参した場合は、その使用可)
- ④ 冷蔵設備: 冷蔵、冷凍を必要とする食品を取扱う場合は、冷蔵(冷凍)庫を設け、外から見やすい位置に温度計を取り付けること。
- ⑤ 使用水は、水道水又は登録検査機関で飲用適と認められた水であること。
- ⑥ 36リットル以上のふた付きの給水容器を用意すること。(営業期間が同一場所で引き続き15日以上の場合は、水道設備を設けること。)
- ⑦ 廃棄物容器及び汚水容器: ふた付きで、十分な大きさを有する容器を設けること。
- ⑧ 便所: 常に使用できるように営業場所の近くに確保すること。

5. 管理運営基準「要約」

施設基準の他に次の事項を守ること。

- ① 使用水は十分に用意すること。
- ② 給水容器は毎日清掃し、清潔に保つこと。
- ③ 廃棄物容器及び汚水容器は、汚液、汚臭の漏れがないように常に清潔にし、汚水の処理は適正に行うこと。
- ④ 食品は露出のまま放置しないこと。
- ⑤ 営業計画書の写しを営業許可書に添付し、見易い場所に掲示すること。

6. 注意事項

- ① 従事者は、事前に検便を受けること。
- ② 調理したものはその場で食べることとし、お土産用とはしないこと。
- ③ 清潔な服装とし、髪を整え、爪を短く切り、指輪等は外すこと。
- ④ 金銭を取り扱った後は、必ず手指の消毒を行うこと。
- ⑤ 包装された既製食品は、適切な表示のあるものを取り扱うこと。
- ⑥ 鳴き声による騒音、糞便の処理、毛の飛散などにより、他の業者や客の迷惑になりますので、営業場所には動物を連れて来ないようにご協力をお願いします。

問合わせ先

*営業する場所の保健福祉センター(下記)へお問合わせ下さい。

青葉区保健福祉センター衛生課	電話 022-225-7211	内線 6721~6726
宮城野区保健福祉センター衛生課	電話 022-291-2111	内線 6721~6723
若林区保健福祉センター衛生課	電話 022-282-1111	内線 6721~6723
太白区保健福祉センター衛生課	電話 022-247-1111	内線 6721~6723
泉区保健福祉センター衛生課	電話 022-372-3111	内線 6721~6723

仮設営業の提供品目などについて

	飲食店営業	菓子製造業	喫茶店営業
申請手数料	1～4日以内 1,800円 5～14日以内 3,700円 15日以上 7,500円	1～4日以内 1,600円 5～14日以内 3,200円 15日以上 6,500円	1～4日以内 1,100円 5～14日以内 2,300円 15日以上 4,700円
営業許可の条件	① 調理する食品は、あらかじめ食品の営業許可等を受けている施設等において下処理されたものを、提供直前に加熱するものに限る。 ② 生食用魚介類等を提供しないこと。	製造する菓子は、あらかじめ食品の営業許可等を受けている施設等において下処理されたものを、提供直前に加熱するものに限る。	提供する食品は、酒類以外の飲み物、削り氷及び茶菓子に限る。
具体的な品目 ※ この表にない品目を販売したい場合は、お問い合わせください。	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類の提供(ビール、日本酒等をコップに注いで販売) ・イカポッポ(イカ焼)(イカは内臓を除去したものを使用すること) ・玉こんにゃくの醤油煮物 ・いそべ焼き(焼き餅) ・豚汁などの汁物、スープ類 ・焼きとり ・アメリカンドッグ ・うどん ・焼きソバ ・ピザパイ など 	<ul style="list-style-type: none"> ・大判焼き ・鯛焼き ・焼きダンゴ類 ・ドーナツ類 ・チョコバナナ、揚げバナナ ・ベッコウ飴、リンゴ飴 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ジュース (生ジュースは不可) ・コーヒー ・紅茶 ・甘酒類 ・削り氷 など <p>※ビールや日本酒の提供は飲食店営業となり、喫茶店営業ではできません。</p>
調理禁止食品		許可を必要としない食品	
<ul style="list-style-type: none"> ・ディッシュアップのアイスクリーム ・ソフトクリーム ・おにぎり ・刺し身 * 上記の他に、これらに類するものなど 		<ul style="list-style-type: none"> ・ビール、日本酒、ジュース、コーラなどを缶やビンのまま販売(コップに注ぐと飲食店営業又は喫茶店営業となります)。但し、乳飲料は瓶売り、パック売りでも乳類販売業の許可が必要です。 ・焼いたり、ゆでたりしたトウモロコシ ・焼イモ ・甘栗 ・水飴 ・ポップコーン ・綿菓子 ・ポン菓子 ・無料にて提供する食品(試食品) 	

問い合わせ先

<営業する場所の保健福祉センターへ>

仙台市青葉区保健福祉センター衛生課 電話 022-225-7211 内線 6721～6726

仙台市宮城野区保健福祉センター衛生課 電話 022-291-2111 内線 6721～6723

仙台市若林区保健福祉センター衛生課 電話 022-282-1111 内線 6721～6723

仙台市太白区保健福祉センター衛生課 電話 022-247-1111 内線 6721～6723

仙台市泉区保健福祉センター衛生課 電話 022-372-3111 内線 6721～6723